

# 常勤役員報酬規程

## 第1章 総則

(規程の目的)

第1条 財団法人大阪科学技術センター（以下「当財団」という）「寄附行為」第23条第1項の規定に基づき、常勤役員の報酬を定める。

(報酬の種類)

第2条 報酬の種類は、月額報酬、臨時報酬及び通勤手当とする。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、法令の規定による諸税等及び役員が控除を依頼したものを除き、全額役員が指定する預金口座に振り込むこととする。

2. 役員が在任中に死亡した場合の報酬等は、労働基準法施行規則第42条等に規定する者に支給する。

(報酬の支給日)

第4条 月額報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、月額報酬の支給日が休日に当たる場合、その前日とする。

2. 臨時報酬の支給日は、夏季並びに冬季、及び期末とし、具体的支給日はその都度定める。

3. 通勤手当の支給日は、6か月毎の20日とする。ただし、通勤経路等の変更があった場合、その都度定める。

(報酬の計算)

第5条 報酬は常勤役員の在任期間に応じて計算することとし、月の途中での就任又は退任の場合、日割りによって計算する。

2. 前項において、1円未満の端数が生じた場合、四捨五入する。

## 第2章 報酬

(報酬支給額)

第6条 常勤役員の報酬は年俸とし、原則として、別表に規定する当該役員の標準報酬額を適用する。

2. 会長は前項の標準報酬額に基づき、勤務実績及び収支状況等を勘案して85パーセントから115パーセントの範囲内において報酬支給額を定める。

3. 他の団体及び企業からの出向者に関しては、出向元と締結した協定等によるものとするが、当財団の負担については第2項の報酬支給額を上限とする。

4. 月額報酬は、前項に定める報酬支給額を15で除した額とする。

5. 臨時報酬は、夏季、冬季、期末にそれぞれ月額報酬の1ヶ月以内の額で、支給対象就任期間に基づき支給する。

6. 会長は、他の団体及び企業から転属した役員に関しては、前団体及び企業の退職条件を勘案し、第2項の範囲内において年俸を定めることができる。

(臨時報酬の減額)

第7条 会長は当該年度の収支状況等を勘案し期末臨時報酬を減額することができる。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、役員が居住地から通勤するため交通機関を利用することによって負担する定期券代に相当する額を支給する。

2. 順路、区間の変更等支給方法に関して必要な事項は、別に定める。

(補 則)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規程は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

1. この改正規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

1. この改正規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

1. この改正規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

1. この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

2. 「常勤役員報酬規程施行細則」(平成16年7月1日施行)は廃止する。

別表

役 職	標準報酬額 (千円)	月額報酬	臨時報酬	臨時報酬 (期末)
専務理事	13,000	年俸の1/15	年俸の2/15	年俸の1/15
常務理事	12,000			
理 事	11,000			